

大学院国際日本学研究科所属学生への研究活動支援奨学制度に関する取り扱い要領

1. 目 的

本制度は、本学大学院国際日本学研究科に所属する学生の研究活動に対して奨学金を支給し、有為な研究者育成に資することを目的とする。

2. 支援のための原資

支援のための原資は、当該年度に採択された特別事業費の「院生特別活動費」とする。

3. 対 象

本制度の支援対象は、大学院国際日本学研究科に所属する正規の学生とする。

4. 支援内容

本制度における研究活動支援の種類は次のとおりとし、支援対象、支援金額、支給人数については別表のとおりとする。

- (1)学会参加交通費支援
- (2)論文掲載料・投稿料支援
- (3)画像・図版引用料支援

5. 申請手続き

本制度を利用して支援を受けようとする者は、所定の「研究活動支援申請書」を記載の上、その他別表1に記載する必要書類を添えて所定の期限までに、教務課に申請しなければならない。

6. 選 考

支援の可否を判定するため、必要に応じて、審査会を設置する。審査会は専攻主任会議とする。

7. 決 定

支援の決定は、審査会の議を経て、原議書で教務課から起案し決裁を受けるものとする。

附 則 (平成2023年9月21日)

この内規は、2023年9月21日から施行する。

この内規は、2023年12月14日から施行する。

支援の種類	支援の対象	支援の内容	支援金額	申請方法等
学会参加 交通費支援	国際日本学研 究科に在籍す る正規の学生	全国規模の学 会において発 表すること により発生す る交通費・宿 泊費・参加費 の一部または 全部	1人につき当 該年度1回に 限り50,000 円を上限とし て支給	原則として発表を予定する学会の開催1か月前までに教務課に申請 【必要書類】 ・研究活動支援申請書 ・申請者が発表者であることを確認できる書類（学会プログラム等） ※事後に本人名義の領収書等を提出しなければならない
論文掲載料・投 稿料支援	国際日本学研 究科に在籍す る正規の学生	学会誌等に論 文を投稿する 費用及び当該 論文の抜き刷 り作成費用の 一部または全 部	1人につき当 該年度1回に 限り10,000 円を上限とし て支給	発表を予定する学会の開催1か月前までに教務課に申請 【必要書類】 ・研究活動支援申請書 ・論文掲載料・投稿料、抜き刷り作成にかかる費用が確認できる書類 ※事後に本人名義の領収書等を提出しなければならない
画像・図版 引用料支援	国際日本学研 究科に在籍す る正規の学生	論文に他人の 著作による画 像・図版を引 用する際の費 用の一部また は全部	1人につき当 該年度1回に 限り10,000 円を上限とし て支給	論文を発表する1か月前までに教務課に申請 【必要書類】 ・研究活動支援申請書 ・画像・図版引用料にかかる費用が確認できる書類 ※事後に本人名義の領収書等を提出しなければならない